

1 開催年月日

令和6年3月22日(金)

2 場所

三条市役所第二庁舎3階 301会議室

3 時間

午後2時 開会 午後3時45分 閉会

4 出席者

(委員)

丸田委員、中澤委員、五十嵐委員、笹川委員、鶴巻委員、西川委員、
落合委員、木歩士委員、大平委員、西山委員、田代委員、瀬水委員、
武士俣委員、平岡委員、宮口委員、大橋委員

※出席16名、欠席4名(羽田野委員、坂爪委員、井内委員、栗山委員)

(事務局)

福祉課丸山課長、木戸課長補佐兼障がい支援係長、吉田係長、大橋主事、
渡辺主事、加藤主事

子育て支援課小林課長、相場センター長兼発達応援室長
高齢介護課竹田係長、渡邊主査、草野主任、富井特別任用主事

<相談支援事業所>

相談支援センターハート 阿部課長代理、山上主任相談支援専門員

相談支援事業つなぐ 加藤主任相談支援専門員

相談支援センター青空 坂上主任相談支援専門員

相談支援センターさんじょう社協 藤井主任相談支援専門員

村田相談支援専門員

相談支援センター心和園 長谷川相談支援専門員

5 議事

- (1) 第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画(案)について
- (2) 令和5年度の各部会取組報告について
- (3) 令和6年度予算及び組織機構の見直しについて
- (4) 重層的支援体制の整備に向けた取組について

6 会議の概要

開会

挨拶(丸田会長)

議事

- (1) 第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画(案)について(資料1)

(木戸補佐)

別紙資料1にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(大平委員)

P6「計画の基本理念」の記載内容について、ともまち条例の制定時の議論では、“共生社会の実現”が大きなテーマであったはずなのに、本計画案では、ともまち条例に基づいて、多様性に寛容な社会へ転換していく…という文章に入れ替わっていることに違和感を覚えた。

(丸山課長)

条例の目的ではなく、条例制定のきっかけとなった“寛容な社会への転換”というキーワードを引用・記載した。

(大平委員)

多様性に寛容な社会への転換が必要なことから条例制定に至ったことや、上位計画である総合計画において分野横断的にともまち条例に基づく意識の形成が継承されていくことは理解した。しかし、ともまち条例に基づいて意識の転換を図る、というよりは、共生社会の実現や意識の転換に向けてともまち条例を推進していく、という流れで作文した方が伝わりやすいと思う。

(丸山課長)

御指摘のとおり、表現を改めることとする。

(中澤委員)

多様性に寛容な社会が求められているからこそ、共生社会を実現するために、何をするのか。三条市は共生社会を実現できていないことから、ともまち条例を制定したにもかかわらず、「分野横断的に取り組む」だけで良いのか。市の姿勢がよく分からない。合理的配慮についても横断的に取り組むとのことだが、どのような差別があってどのように解消しなければならないのか、記載が無い。埋没させないように条例を制定したはずなのに、さらにもう一度埋没させたら意味が無いと思う。

前回の全体会において指摘した点について、修正したとのことだが、どう反映されたのか分からない。

意見である。理事者協議後の案のとおり進めたいといった趣旨の発言があったが、理事者協議の前に委員に意見を聞くべき。自立支援協議会は追認機関ではない。市民のための計画なのに中身がない。ともまち条例のフレーズは記載があるが、その内容には触れていない。

令和8年度までにどういう状況になっているのか、この計画案では基準になっていない。後半部分(障がい福祉計画)では数値目標もあるが、各年度において指標にならないのではないか。

現段階では難しいと思うので、来年度以降、本協議会委員の意見も反映させながら施策や予算を組み立ててほしい。

(丸山課長)

基本理念として記載する内容としては、案のとおりで適切と判断する。

ともまち条例制定後の取組については、議事(2)において説明するが、今年度は次期計画を策定のため、具体的な中身について議論はできなかった。しかし、現状と課

題は整理できたので、具体的な取組については部会で議論していく。行政は、年度単位で事業を考える側面もあるが、3年のサイクルで進めてまいりたい。

本協議会は9月と1月に開催しており、9月の段階(理事者協議前)で委員の意見を反映できるタイミングはあったが、その時点ではそういった意見がなかったため、吸い上げることができず、申し訳なかった。

(中澤委員)

行政と各分野に知見のある委員と協働で議論していけるような機会をいただけるよう期待している。

(丸山課長)

部会を新設した趣旨のとおり、来年度以降は委員(部会員)の意見が引き出せるよう、進めてまいりたい。

(丸田会長)

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば、委員からの意見を基に修文していただくこととして議事1について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事1について、了承することに決定する。

(2) 令和5年度の各部会取組報告について(資料2)

(各部会担当)

別紙資料2にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(中澤委員)

P3ともまち条例の推進について。周知することが大事なのではなく、周知によって市民生活における行動変容が起きることが大事である。検討するだけではなく、具体的な施策が必要になってくるのではないか。まもなく令和6年度がスタートするが、すでに来年度予算は確定しており、予算要求前に部会などで事業内容を話し合うべきではなかったのか。ともまち条例の推進に関しては不安が残る。周知だけではなく、目に見える形で活動していただきたい。

就労支援部会について。12月に弁護士会主催で障がい者雇用に関するシンポジウムを開催した。ハローワーク三条や三条市福祉課がパネリストとなり、障がい者雇用の在り方について考えを深める機会となった。ハローワークの立場から、今後連携していきたいことや行政に取り組んで欲しいことあれば、アドバイスを頂きたい。

(落合委員)

ハローワークとしても、資料2に記載のあるとおり、就労移行支援事業所との連携が必要だと思っている。

求職者は増加している一方で、就職準備性(※)が整っている求職者は以前と比較して減少傾向である。ハローワークの業務として、企業に対し求職者を紹介しなければ

ならないが、就職準備性が整っている求職者が少ないので、就労移行支援事業所と連携しながら求職者の開拓をする必要がある。就労移行支援事業所を訪問し、就職準備性の整った利用者をハローワークへ登録していただくよう促している。

就労移行支援事業所においては、精神・発達障がい者の利用者を獲得していただきながら、ハローワークと連携できると良い。

全国的に、就労移行支援事業所の利用者に占める精神障がい者の割合は50%程度だが、三条市はそうではない。精神障がい者にも対応した支援プログラムを見直していると思うが、利用者離れに対する課題は支援プログラムだけなのか、環境整備も必要ではないのか、部会で議論していく必要がある。

(五十嵐委員)

権利擁護部会は、主にとままち条例の推進を図るための役割を担っており、周知の方法などについて議論されていることを理解した。差別に関する相談は3件との報告であるが、それらの事例について部会でケース検討はしなかったのか。

(大橋主事)

各相談支援機関に照会して事例の把握に努めているが、0件で報告されており、個別のヒヤリング等によって3件把握できた。いずれも話し合いにより解決の方向に向かったため、部会では共有しなかった。今後はきちんと検討できるように差別事例に関する情報収集をしていく。

(丸田会長)

「差別を受けたことがありますか」という質問は一見分かりやすいが、障がい者にとっては答えにくい側面もある。「理不尽な経験をしたことについて聞かせてください」等、聞き方を変えるなどの工夫が必要。条例を制定したにも関わらず、当事者や支援者からの情報収集がスムーズでない点については、部会での取組につなげていただきたい。

(中澤委員)

ともまち条例制定前にタウンミーティングを行い、障がい者や支援者が様々な場面でつらい経験をしていることが明らかになった。定期的に照会しても報告がないということは、収集方法に課題があるのではないかと思う。差別禁止や合理的配慮の提供に関する周知だけではなく、収集した情報を関係機関に浸透させるための活動が必要になってくる。事務局の提案に対して意見を述べるだけでなく、部会員として具体的な提案をしていきたいと思った。

(丸山課長)

3部会の共通事項であるが、この1年間は次期計画の策定や事務を追われ、部会を設置したものの意見を反映できなかった。次年度から部会員の意見を聞きながら見直していきたい。

(大橋委員)

今年度から部会が設置され、私は就労支援部会に所属しているが、取組内容については部会で議論したのか。

(木戸補佐)

8月開催の就労支援部会及び9月開催の全体会にて議事となっており、いずれも大橋委員にも出席いただいている。

(大橋委員)

ツナガルカンパニーについて。申請・認証する事業所は市内外問わないこととしているが、その理由と市外の事業所を認証するメリットをお聞きしたい。

(大橋主事)

ツナガルカンパニー制度は、ともまち条例に基づく取組の1つで、事業者に合理的配慮を意識してもらうためのツールである。市内外問わずツナガルカンパニーが増えることで、より多くの人にとともまち条例を知っていただきたいので、事業所の所在地に制限は設けないこととしている。

(大橋委員)

三条市と全く関係の無い事業者や協力する意識が薄い事業者でもツナガルカンパニーになれるのか。

(大橋主事)

申請要件として「三条市が目指すまちづくりの方向性に賛同する」ことが前提となるので、ツナガルカンパニーへの登録をきっかけに意識を深めていただきたい。

(田代委員)

障がい児・者及びその親に対して、障がい受容や進路選択に関する情報提供をしてくれる機関はあるのか。

介護負担を軽減するための機器等が開発されたり、開発に伴うサポートはあるのか。

(草野主任)

障がい児・者に関する相談は、相談支援事業を市内5法人に委託しており、制度の説明や必要な支援へのつなぎと言った役割を担っている。福祉課に相談することも可能であるが、必要に応じて相談支援専門員を紹介する場合もある。

介護負担の軽減に関することだが、三条市では日常生活用具の給付事業を行っており、障がいの程度や状態象を勘案して、介護ベッド等の用具を給付している。給付対象の用具は検討した上で追加することが可能であり、希望する用具があれば随時相談していただきたい。行政では開発のための知見は持ち合わせていないが、近年はIT技術の進歩により、より便利な日常生活用具が増えてきているので、積極的に情報収集していく。

(丸田会長)

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば、議事2について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事2について、了承することに決定する。

(3) 令和6年度予算及び組織機構の見直しについて(資料3)

(木戸補佐)

別紙資料3にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事3について、了承することに決定する。

(4) 重層的支援体制の整備に向けた取組について(資料4)

(吉田係長)

別紙資料4にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事4について、了承することに決定する。

本日の議事は全て終了する。

閉会

※ 就職準備性…働く上で必要とされる基礎的な能力のこと。